中国が目指すべき「走出去」の形

～対ミャンマー政策に見る中国の課題～

後藤 あす美

要　約

西側諸国の経済制裁下でミャンマーの経済成長を下支えしてきた中国。しかし、民主化への転換を背景に、欧米の経済制裁が徐々に解除され、欧米企業が事業を続々と開始している。中国の優位性は他国の浸食の脅威に晒されている。

中国はこれまで中国国有企業によるインフラ・資源投資や安価な日用品の輸出などでミャンマーに地盤を築いたが、見直しが必要である。共同研究や技術供与、雇用創出によるミャンマー産業への貢献に加え、アジア周辺諸国・地域の企業との連携を強化し、多国籍連合でのミャンマー投資を模索していく手法が適切だろう。これは中国政府の対外進出政策「走出去」をより多様化させ、中国企業が飛躍する契機にもなろう。

目　次

序章　政策転換で注目されるミャンマー
1章　ミャンマーを取り巻くアジア諸国
2章　高いミャンマーの中国依存度
3章　中国にとって脅威になるミャンマーの外国投資法改正
4章　対ミャンマー政策に見る中国の課題と改善手段
5章　中国が目指すべき対外進出の形

序章　政策転換で注目されるミャンマー

世界的にミャンマーへの関心が高まっている。2012年4月1日にミャンマー連邦議会の補欠選挙の投開票が行われ、アウン・サン・スー・チー氏率いる国民民主連盟（ＮＬＤ）の候補者が大勝した。1962年の軍事クーデター以降続いた軍事政権と、ＮＬＤを中心とする民主化運動の攻防の歴史を振り返ると、今回の補欠選挙でのＮＬＤの大勝、議会への登院は、民主化への大きな転換点と捉えられ、テイン・セイン大統領の各国歴訪や各国要人のミャンマー訪問などが相次いでいる。そして、欧州債務危機によって世界的に景気が落ち込む中、潜在的な成長が見込める国として注目を浴びている。

中国外務省はこの変化にミャンマーの各政党との関係発展を望む旨を表明するとともに、西側諸国の対ミャンマー制裁の全面解除を強く呼びかけた。

以下では、親中とされてきたミャンマーの変化で、中国が導き出すべき対外政策の在り方を提示したい。

１章　ミャンマーを取り巻くアジア諸国

近年のミャンマーの対内直接投資の推移を見

図表１　ミャンマーの歴史年表

1948年		英国連邦を離脱
1962年		ネ・ウィン将軍の軍事クーデター→ビルマ式社会主義体制に入る
1974年		ビルマ連邦社会主義共和国誕生
1988年	８月	ビルマ全土で民主化要求デモ発生
		ネ・ウィン将軍、党議長を辞任
		軍部によるクーデターでＳＬＯＲＣ（国家法秩序回復評議会）発足
1989年	６月	国名をミャンマー連邦に変更
1990年	５月	総選挙実施、ＮＬＤ（国民民主連盟）の圧勝も軍事政権、政権移譲を拒否
		ＳＬＯＲＣによるＮＬＤ選出議員の資格剥奪
1997年	11月	ＳＬＯＲＣがＳＰＤＣ（国家平和開発評議会）に改称
2003年	５月	ＳＰＤＣによるＮＬＤ襲撃
		アウン・サン・スー・チー氏が拘束
		以後、自宅軟禁
	８月	キン・ニュン中将による「民主化への７段階のロードマップ」発表
2008年	５月	新憲法承認のための国民投票を実施・承認
2010年	10月	国名をミャンマー連邦共和国に変更
	11月	総選挙実施。その後、アウン・サン・スー・チー氏解放
2011年	２月	テイン・セイン氏が大統領に選出
	３月	ＳＰＤＣ解散
2012年	４月	ミャンマー連邦議会の補欠選挙、ＮＬＤ大勝

（出所）各種資料から大和総研作成

ると、２つの特徴がある。①不安定な資金流入、②中国、タイ、韓国、日本などアジア地域に偏重する投資元――である。2011年は対内直接投資の約９割を中国が占めていた（図表３参照）。この背景には太平洋戦争以後の外交が深く結びついている。

日本の場合

太平洋戦争で日本軍がビルマに侵攻。戦後の1954年にビルマと「日本・ビルマ平和条約及び賠償・経済協力協定」を結び、1963年には「経済技術協力協定」を締結。政府開発援助（ＯＤＡ）などでミャンマーの開発・発展を支援することになった。日本の外務省資料によれば、1968年から87年までの円借款の累計額は4,029.72億円、1975年から2010年までの無償資金協力は、無償供与が1,858.78億円、技術供与が414.79億円と報告されている。具体的な内容は1960年代には公共インフラプロジェクトに参加していたこともあったが、現在は「農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト」や、「主要感染症対策プロジェクト」など、民生の安定につながる人材育成が主な目的となっている。

中国の場合

日本軍のビルマ侵攻に対して、中国は遠征軍を派兵。中国では、連合国の一員として国外に出て対日作戦を実施したと高く評価されている。しかし、戦後の1949年には中国で、毛沢東率いる中国共産党が蒋介石率いる国民党を追放し中華人民共和国が成立。中国共産党はビルマでも共産主義革命を起こそうとして反政府勢力であったビルマ共産党を支援し、68年にはビルマで発生した反中国人暴動を機に侵攻したこともあった。その影

図表２　ミャンマーを取り巻く諸外国との関係

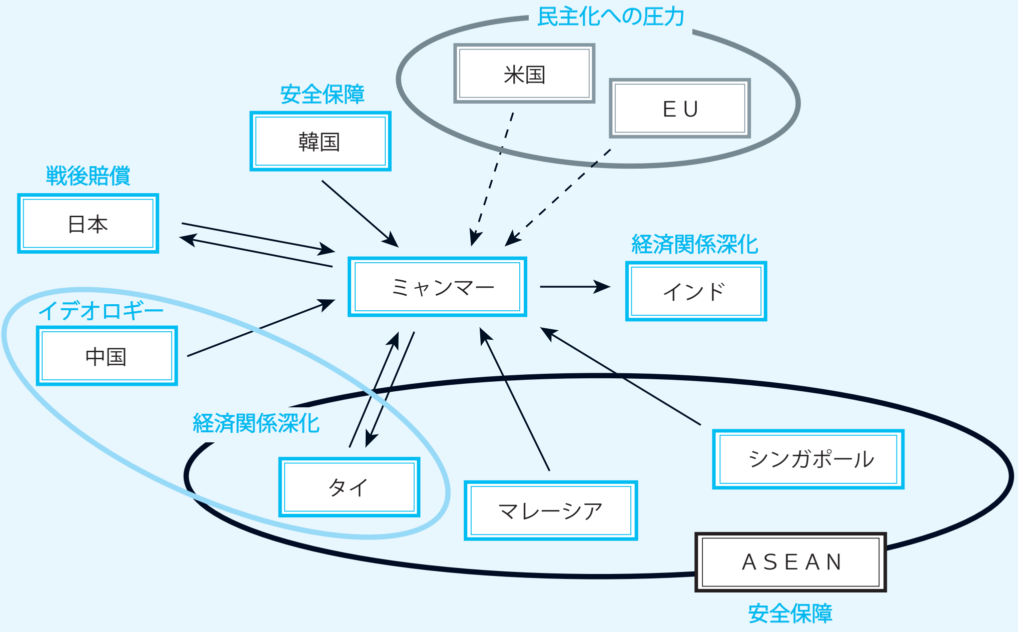

（出所）各種資料から大和総研作成

響でビルマの中国への印象はいったん悪くなった。

しかし、76年に毛沢東が死去すると、３度の失脚から復活した鄧小平によって、ビルマ政府との関係は改善され、中国・ビルマ間で国境貿易が発展。その一方で、ミャンマーは88年の軍事政権による民主化運動弾圧以後、世界から非民主的な体制が非難され、96年の米国による援助停止・軍政関係者へのビザ発給停止などの制裁措置導入、97年の米国による米国企業の対ミャンマー新規投資の禁止、ＥＵによるミャンマー産の農産品・工業製品に対する一般特恵関税の適用停止、2004年10月のＥＵによるミャンマー国営企業への借款の禁止等の制裁措置などを受け、孤立していった。その際も中国は内政干渉をせず、軍事政権に武器の提供を継続するなど、ミャンマーの中国依存を拡大させていった。

ＡＳＥＡＮの場合

1992年、カンボジアやラオス、中国、タイ、ベトナムのメコン川流域の国々と共に、ミャンマーはアジア開発銀行（ＡＤＢ）主導で発足した「大メコン圏（ＧＭＳ）開発計画」に参加した。その後、97年７月のＡＳＥＡＮ加盟で近隣諸国との関係が深化。背景にはＡＳＥＡＮ創設30周年に議長国のマレーシア・マハティール首相（当時）が「ＡＳＥＡＮ10カ国構想」を目玉にしようとミャンマー加盟に乗り出したことが大きく効いている。世界で孤立したミャンマー政権に対して、家族として内から民主化の道を促す精神を示すとともに、91年の中国・ベトナム国交正常化後の、中国の特に雲南省を軸とした南下政策を防御する意味もあったとされている。ともあれ、ミャンマーにとって、中国と同様、重要な対外的な一つの軸を確保することになった。

図表３　ミャンマーの対内直接投資（上段：国別、下段：産業別）

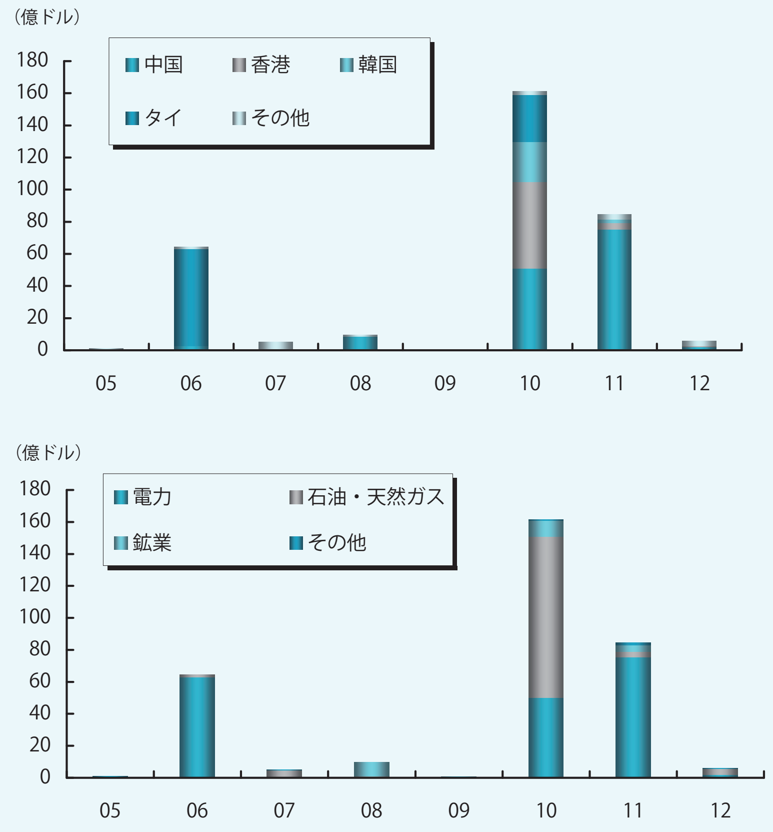

（注）2012年は６月までのデータ
（出所）ミャンマー投資・企業管理局から大和総研作成

2章　高いミャンマーの中国依存度

ネ・ウィン政権下では鎖国政策を取っていたが、日本のＯＤＡや中国・ＡＳＥＡＮの融和的政策などで、諸外国とのつながりがなかったわけではない。しかし、経済発展を阻害するような政策によって、国連より後発開発途上国（ＬＬＤＣ）の認定を受けるまでになってしまった。この教訓を踏まえ、1988年以降は市場経済への移行を目指して制度を変更し、外資誘致に乗り出す。鄧小平によるビルマ・雲南省間の“辺境貿易”政策は渡りに船になった。

ビルマが88年11月に制定した外国投資法では、①輸出の奨励・拡大、②大型投資が必要となる自然資源の利用、③高度技術の獲得、④大型の資本をもたらす生産およびサービスの支援・援助、⑤雇用機会の拡大、⑥省エネ事業の開発、⑦地域開発――などにつながる投資が承認されている。そのため、セクター別で見たミャンマーの対内直接投資を見ると、水力発電所や原油・天然ガスパイプラインの建設など大型投資が中心である。特に産業インフラとなる電力関連は全人口の13％（2009年時点）しか電力へアクセスできない状況ということもあり[1]、中国資本の流入の代表となった。

また、ミャンマーは、投資ブームが一巡して外貨準備高が急減する中で発生したアジア通貨危機直後の1997年７月に、外国送金規制とともに、輸出第一政策（＝輸出で獲得した外貨〈“Export Earning Dollar”〉を支払い原資とする輸入のみにライセンスを発給して認める）を導入した。輸出の主力産業として目を付けたのが天然ガスなど、エネルギー資源だった。92年に仏エネルギー大手トタル主導で開発されたヤダナ・ガス田は98年７月に生産とタイへの輸出が開始された。この分野でプレゼンスを高めたい中国は、2009年12月の習近平国家副主席のミャンマー訪問時に、16件の事業の覚書（水力発電３件、経済・貿易・物流の技術協力５件、金融７件など）を交わしたが、中国石油天然気集団公司（ＣＮＰＣ）とミャンマーエネルギー省との石油パイプライン権利義務協議の調印でも、これを後押しした。10年６月の温家宝首相のミャンマー訪問時には、15件の合意文書に署名したが、その中には、天然ガスパイプラインの共同開発が含まれていた。結果、エネルギー分野でも中国勢の存在感が増してきている。ミャンマーの天然ガスの権益の９割近くは中国が保有しているとの話もある。

また、ミャンマーで操業している中国企業は約170社ともいわれており、電力・エネルギー資源以外にも、農業、製造業、通信などセクターは多岐にわたっている。ヤンゴン日本人商工会議所の統計では日系企業の加盟数が09年４月時点で51社となっていることと比較すると、ミャンマーにおける中国の存在感の大きさは一目瞭然である。

3章　中国にとって脅威になるミャンマーの外国投資法改正

しかし、今後、成長が期待されるミャンマー経済で中国がこの優位性を保てるかは、難しさが増している。最近のミャンマー政府の動向をみると、脱中国とは言わないまでも、他国とのバランスを

１）世界銀行

図表４　ミャンマーの外国投資法改正のドラフト

【投資が禁止される事業形態】

●従来の慣習・既存の文化に悪影響を与える事業
●公共の場、一般の生活空間を侵害する事業
●公衆衛生に悪影響を与える事業
●天然資源・環境を破壊する事業
●土地・水源・在来種・海岸などを破壊する事業
●国境10マイル以内の地域での事業
●ミャンマー国籍のものと合弁でない農業事業
●ミャンマー国籍のものと合弁でない畜産養殖業
●ミャンマー国籍のものと合弁でない漁業事業
●ミャンマー市民が従事する既存産業を侵害する中小規模の事業
●化学物質を製造、利用する事業
●有害物質を発生させる廃棄物を伴う事業
●未承認、もしくは国外での使用を禁止されている技術や医薬品・製品をもたらす可能性のある事業

（注）承認形式なので、禁止事項でも個別に認可される可能性もある。

【投資優遇措置】

●事業開始３年間の輸入材料・部品への関税免除
●１年間以内に再投資するための利益への非課税
●固定資産投資の前倒し償却
●輸入機器設備、建設資材の輸入関税の免除
●５年間の法人税免税（一定の条件を満たせば３年間延長可能）

（出所）各種資料から大和総研作成

考慮するようになっている。

例えば、ミャンマー北部カチン州で建設中の「ミッソンダム」では、中国国有企業「中国電力投資集団」が、36億ドルを投資し建設工程に入っていたが、テイン・セイン大統領は2011年９月、地元住民のカチン族や、環境保護団体などの反対を考慮し、開発中止を発表した。そこにはいまだに反政府活動が続く少数民族との問題がうずいている。ミャンマーの民意に配慮しなければならない国内事情を背景に、中国が繰り広げてきた手法“大型公共投資”が、一筋縄ではいかなくなってきた。

その一方で、ミャンマーは着々と他国との関係を深めている。米国の経済制裁緩和の方針表明だけでなく、12年４月23日にはＥＵ外相理事会で武器禁輸を除く制裁措置の一時停止が合意された。12年４月21日にはテイン・セイン大統領が訪日し、日本政府はミャンマーの対日債務の一部（3,000億円）の段階的免除と、25年ぶりの円借款再開を発表。ヤンゴン・ティラワ経済特区の開発のほか、“防災”、“少数民族地域への支援”、“感染症対策”など、ミャンマーの国土・国民の生活にフォーカスした支援を約束した。この他のアジア地域では、12年５月14日に韓国の李明博大統領がミャンマーを訪問して通商拡大合意をし、直近では12年７月23日、テイン・セイン大統領がタイを訪問し、タイのインラック首相と会談後、ミャンマー南部のダウェイ経済特区開発の覚書に署名した。中国以外の国々が過去にない勢いで、ミャンマー支援を持ちかけており、中国の重要性が徐々に薄れていく懸念がある。

そして、ミャンマーの外国投資法と、それらに付随する制度の改正は、中国にとっての懸念材料を増やすものになるだろう。新外国投資法は12年９月７日に、上下両院の連邦議会で可決され、テイン・セイン大統領の署名待ちとなっている（2012年９月21日時点の情報。議会可決後２週間以内に署名されなければ、廃案とされてしまうため、未確定）。ドラフトには、外国企業に対する５年間（一定の条件を満たせば３年間の延長が

可能）の法人税の免税措置や、外国企業と民間人との間の土地賃貸借契約の許可、段階的に雇用の75％をミャンマー国籍の労働者にする雇用規定、従来のホテル・観光業に加え、サービス業の外資100％資本の参入許可等が含まれる予定である。ミャンマー国内に多い中小規模の既存産業を保護し、ミャンマー国民の雇用条件にまで言及するのは、安価な労働力の利用ではなく、投資する側にも投資される側にも安定的な富の還元を実行できる環境づくりを目指しているのだろう。

これに先んじて、ミャンマー政府は12年4月1日から管理変動相場制を導入した。これまでの輸出取引は米ドル建てが中心だったものの、米国のミャンマーに対する経済制裁で、一度、中国・タイ・シンガポールなどでユーロ建てにした後、ドルに転換する手法を取り、コストがかさんでいた。12年7月11日、米国が米国企業のミャンマーへの新規投資や金融サービス提供を解禁し、事実上、ドル建て決済への障壁が緩和したが、このように商業のレギュレーションの制約を取り除くために、ミャンマーは着々と自国の資本・金融システムの構築を促進している。

外国企業にとってはミャンマー投資の魅力が増し、中国企業にとっては、競争相手にブランド力もあるグローバル・カンパニーが増えるリスクが増大している。実は、経済制裁下でも、オーストラリア・英国・米国・ノルウェーなどは日本と同様、経済援助を続けており、08年からその割合は急増していた。さらに、日米欧企業は現地とのパートナーシップを重視し、財団を通して社会貢献活動も続けてきたことで、信頼と権益を確保。既に、米国のハイテクメーカー・重機（農機）や農産品も流通し始めているようだ。中国企業はより工夫をした戦略転換を迫られている。

4章　対ミャンマー政策に見る中国の課題と改善手段

ミャンマーは、2000年以降、中国への依存度が顕著になったが、中国のミャンマー依存度は、ミャンマーの中国依存度と比べものにならないほど低い。中国の対外投資に占めるミャンマーの割合はほぼ1％に満たない。

図表5　中国の対ミャンマー直接投資

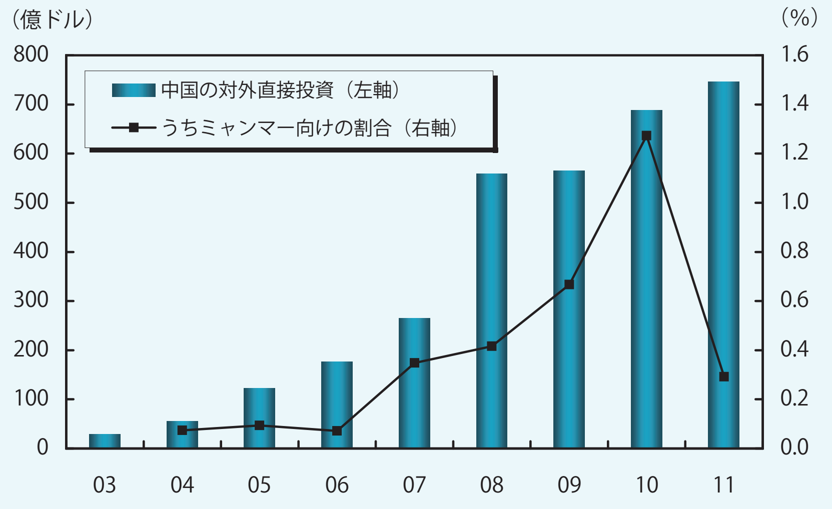

（出所）中国商務部から大和総研作成

しかし、天然ガスや石油を輸送するのに好都合な地理的条件や、対米政策という観点でも自らのアジアでの権益を守る意味でミャンマーは重要な拠点である。過去には、中国式の改革開放に学び、米国に民主化を印象付けるために発表されたのがミャンマーのキン・ニュン中将主導の「民主化への７段階のロードマップ」（2003 年発表）だったが、評価されず、キン・ニュン中将は失脚。親中派の失脚によって、中国はいったん影響力を弱めることになった。くしくも、米ブッシュ前政権がミャンマーを圧政国家とし、ミャンマーに対する監督責任を中国に押し付けたことで、ミャンマー政府は親中的な動きに戻ったが、このような紆余曲折の中で、中国政府自体も、中緬関係で実利＝経済的連携を重視するようになった。今後、中国が対ミャンマー政策を深化させるために押さえておくべきポイントをまとめたい。

①既存産業の革新を促す支援

ミャンマーから中国への主要輸出品目の一つに農産品がある。今後、人口増加や生活水準の向上による食生活の変化で食糧確保に課題が残る中国にとって、ミャンマーは近隣の食糧庫にもなり得る。そもそも、ミャンマーはゴマや穀物類の生産量は世界屈指であり、農業は産業別ＧＤＰの約３割を占めている。裾野には製造業で主軸になり得る農機産業も存在する。しかし、輸出産業として飛躍させたくても、為替・輸送コストがかさみ、例えば、価格面でミャンマー米はタイ米より競争力が低い。また、食品加工技術が不足しており、高付加価値化した上での輸出ができない状態である。さらに将来的にはミャンマー国内の需要拡大によって、需給逼迫の事態を想定しておくべきだろう。

新外国投資法でも、農業・漁業への外資参入に対する規制は残ると思われ、民間企業ではアプローチしにくい。しかし、ミャンマー国家と国民の利益につながるものは例外的に承認される可能性もあり、その場合、外資の出資比率は 49％までと考えられている。12 年 6 月 26 日には、中国吉林省党委員会代表団がミャンマーの農業灌漑省や経済通商省を訪問し、自動車貿易や不動産開発に加え、吉林省が得意分野とする農業協力を提案した。農業インフラの整備等による農業生産の効率化から、中国自身が挑戦中の世界市場を見据えた農産品の種類の多様化や販売先の拡充に向けた共同研究まで、産業の総合プロデュースと捉えられる戦略を積極的に展開していけばよいのではないだろうか。

②先進的なコーポレート・ガバナンスの導入

ミャンマーの賃金は中国の約 10 分の 1 から 5 分の 1 といわれ、急速な賃金上昇によるコスト増が問題となっている中国企業にとって、生産拠点としてのミャンマーは魅力的だろう。ただ、2012 年に入って、ミャンマー国民の労働環境改善要求は強まり、デモやストライキが相次いでいる。新外国投資法のドラフトでも、雇用創出に向け、事業開始 2 年間は従業員の 25％以上、次の 2 年間は 50％以上、次の 2 年間は 75％以上をミャンマー国籍の労働者にすることを外資に義務付ける議論がなされたと報道されている。これまでミャンマーの天然ガス・石油・木材・宝石などの“資源”確保が前面に出ていた中国企業は、雇用創出・技術ノウハウの継承等がないと指摘されることが多い。ミャンマーに進出してくる欧米企業よりも魅力的な存在になるには、賄賂・癒着と決別したクリーンさ（監視体制の構築）や、従業

員向けの教育や手厚い福利厚生、社会貢献（ＣＳＲ）など先進的なガバナンスに注力すべきだろう。

③中所得国への成長に向け多様化する消費水準

ミャンマーの人口はタイと同規模で約6,200万人。しかしながら、１人当たりＧＤＰ（名目）は2011年の推計で832ドルとされている。中国の5,414ドル、タイの5,394ドルと比較すると、6分の１以下である（図表６参照）。ＡＤＢでは、ミャンマーが2030年までに中所得国になっていると予測しており、消費市場として、これから大きな成長余地があると考えられる。

現在、中国からミャンマーへの輸出主製品はエンジンやトラクター・それらの部品、家電、日用雑貨で、主な購買層は農村部の低所得者層が中心となっており、低価格・低品質なものが多いとのイメージのようだ。韓国勢がK-POP、韓流ドラマなどを家電・ハイテク製品とパッケージにして輸出の攻勢を強めている。中国の場合、低所得者層と高所得者層の格差がまず問題になったが、近年では特に都市部の中間所得者層の拡大が顕著となった。ミャンマーでも、いずれ起こる事象であろう。しかし、中国企業の商品戦略はその変化に追い付かず、良質で低価格な製品の開発が課題となっている。これには、台湾や日本の企業と戦略的提携・技術移転などを推進すべきだろう。

ちなみに、ミャンマーの貿易統計を見ると、2011年は輸入相手国で中国に続くのは、シンガポール（2011年の輸入シェア：29％）や、ここ数年東南アジア地域で実力を伸ばしているタイ（同：7.6％）、韓国（同：5.3％）である[2]。これらの国々もミャンマーでの欧米勢力の拡大を懸念

図表６　アジア諸国の１人当たりＧＤＰ（2011年・名目）

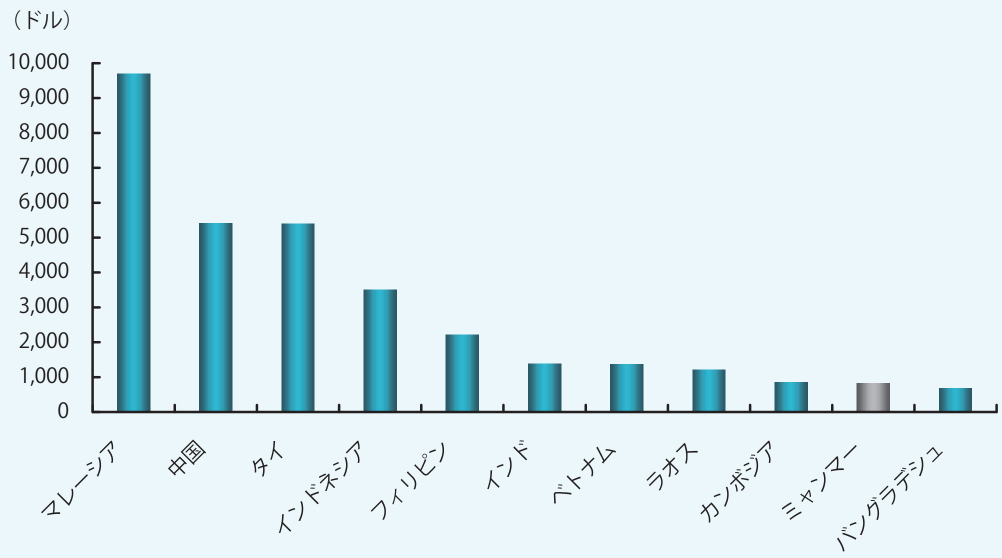

（出所）ＩＭＦ推定値から大和総研作成

２）ミャンマー中央統計局

しているはずだ。中国は商品の原材料調達や生産、販売で、これらの国々と協力体制をつくることも一つだろう。

④通商の効率化

ミャンマーの輸出という観点から考えると、中国よりもシェアを持つタイ（2011 年の輸出シェア：41％）や、インド（同：11％）のミャンマーにおけるニーズを中国企業が吸収・具現化することは得策ともなろう[3]。そもそも、1989 年にミャンマーが中国と貿易を密にしていく政策を決定して以後、94 年にはインドとバングラデシュ、96 年にはタイと貿易協定を締結しており、インドやタイは中国と同様、優位性がある。特にタイは、同じ仏教徒が多い隣接する国として蜜月関係にあり、多くのミャンマー国籍の労働者を受け入れている。そして、ミャンマーの外資獲得源となった天然ガスをいち早く輸入したのもタイであった。

このような背景もあり、中国は積極的にタイと関わっている。2012 年 4 月にタイのインラック首相が初訪中した際は、習近平氏が 12 年 2 月に訪米した時に帯同したのと同規模の経済界要人を引き連れ、大規模な商談を展開させている。米国とタイの経済規模を比較すると、破格の対応と捉えられる。

また、中国とタイの間では、ラオスを経由する南北経済回廊 R3A 号線を利用した交易が活発化してきており、新鮮さが保てるとの理由から、タイから中国南部向けに果物の輸出が急増している。加えて、タイは法人税の引き下げを段階的に進めており、13 年には現状の 23％から 20％に引き下げられる。シンガポールの低さにはかなわ

図表７　ミャンマーの輸出に占める各国の割合

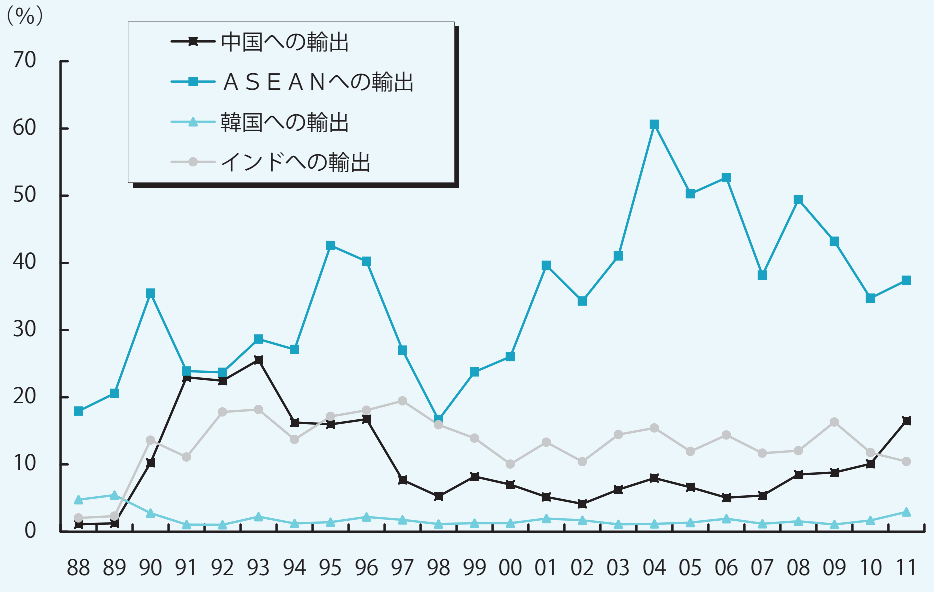

（出所）ＩＭＦから大和総研作成

3）ミャンマー中央統計局

ないが、中国の法定実効税率に近づく。中国企業の進出機会も増えるだろう。

この関係をミャンマーでの両国のプレゼンス向上に組み込むには、1992年からスタートした「大メコン圏（ＧＭＳ）開発計画」の昆明→ミャンマー→バンコクを経由する南北経済回廊（R3B）の建設が一つの目標になろう。99年にタイ、2002年に中国、03年にミャンマーが越境交通協定（ＣＢＴＡ）に署名し、通商向上に向けた制度はある。問題は、インフラ建設の進捗と、運用に向けた実務レベルでの規定の未整備である。ただ、この運用が軌道に乗れば、アジアでの通商の効率化が図れよう。中国・ミャンマー・タイ・インドとのアクセスが良くなり、中国・インド間ではマラッカ海峡を通過するよりも１カ月以上の短縮が可能とも言われている。

５章　中国が目指すべき対外進出の形

中国の対ミャンマー政策での課題を大きく４つ挙げたが、これは過去の中国による対外投資で共通する課題だろう。

過去にはアフリカなど新興国で中国企業は大型投資を行ってきた。多くの中国人労働者を送り込み、巨大な中国人村を形成する。後に、資源開発は進むものの、地場産業が疲弊し、雇用環境の向上につながっていないと、契約を見直す動きが発生するようになった。例えば、ナイジェリアでは中国製品の流入で地場の繊維工場の閉鎖が連鎖的に発生し、ガーナでは労働環境の劣悪さを理由に中国企業に操業停止命令が下り、ザンビアでは反中国候補が大統領になり、タンザニアでは中国人を狙った事件が相次いだ。2012年２月末には、南スーダンで中国国有の中国石油天然気集団公司（ＣＮＰＣ）がマレーシアの国営石油会社などと共同で設立した共同企業体（ＪＶ）の中国人社長が国外追放された。これは南北スーダンの紛争に絡んだ問題であったが、怒りの矛先が“癒着・賄賂・搾取”などのイメージが持たれていた中国に向けられたといえよう。

もちろん、中国政府は、アフリカの債務免除を打ち出し、09年11月にエジプトで開催された「第４回中国・アフリカ協力フォーラム（ＦＯＣＡＣ）」では、気候変動への対応や、医療施設の拡充、農業技術向上など８項目を中心に支援していく計画を発表するなど、アフリカ経済のボトムアップに尽力してきた。

では、何が問題なのか。大きく３点の指摘ができるだろう。

１点目は、投資主体が中国の巨大“国有”企業という特徴である。対外直接投資を行った企業数で見ると、国有企業は全体の約10％にすぎないのに、中国の2011年の非金融機関の対外直接投資額（フロー）全体の55.1％が国有企業によるものだった[4]。ミャンマー投資では、中国国有系企業が複数出資して有限会社を設立し、現地での運営を行っているケースもよくみられる。中国の国有企業の存在感は徐々に低下してきているとはいえ、10年の結果を見ると、“買収”がフロー全体の43.2％を占め、他国にしてみれば、懸念材料となってしまう。例えば、中国とオーストラリア間の自由貿易協定（ＦＴＡ）協議で、オーストラリアは中国国有企業による資源会社などの買収の可能性に警戒感を表明していた。ウラン生産国であるカナダでも国有外資に投資規制を設けてお

４）中国商務部「中国対外直接投資統計公報」

り、最近ではモンゴルで対中国国有企業という観点から外資投資規制の整備が進んでいる。

２点目は、資源・インフラに傾倒した投資という特徴である。中国企業ではエネルギー・資源、銀行、通信と、巨額のイニシャルコストがかさむ産業が、同時に海外への投資余力を保持している傾向にある。ＡＳＥＡＮ向けの対外直接投資ではこの傾向が顕著である。ミャンマーの場合は深刻な電力不足などインフラ整備が優先課題であり、中国が行ってきたミャンマー支援は的外れなことではないと考えている。しかしながら、12 年９月22 日に訪問先の米コロンビア大学でアウン・サン・スー・チー氏が言及したように、中国型ビジネスは、自らの利益ばかりを追求しているとミャンマー国民の多くが感じているとされ、資源・インフラに傾倒した投資は、必ずしもミャンマー国民の生活向上につながる事業展開ではないとの認識を持たれかねないといえよう。

３点目は中国人を投資先に大量派遣するという特徴である。世界の国々の中には、一定以上の現地雇用を創出した企業には優遇税制を適用するなどの規定はあるが、ミャンマーのように現地雇用者の割合を新外国投資法に含ませることを議論した国は、世界でまれである。しかしながら、前出のアフリカの件以外にも、ブラジルの高速鉄道の入札で名乗りを上げた中国企業に現地雇用を要求し、交渉が暗礁に乗り上げるなど、中国の投資先での雇用創出の低さが目につく。正確に比較可能な統計はないが、日本の経済産業省「第 41 回海外事業活動基本調査（2010 年度）」によると、海外に進出した日本企業は 499.4 万人を雇用しており、うち日本側派遣者は 1.9％にとどまる。一方で、中国の海外進出企業による 2011 年の雇用者数は 122 万人で、うち現地採用は 88.8 万人としている。つまり、約 27％は中国側派遣者の可能

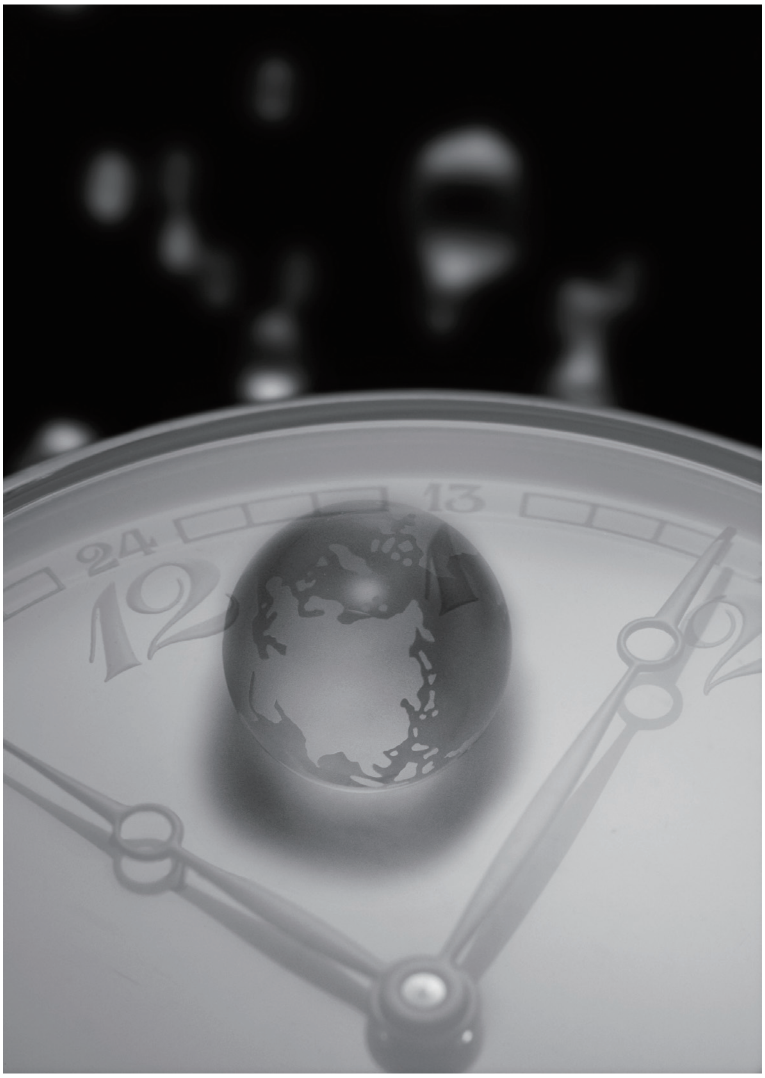

図表８　中国のセクター・地域別対外投資残高（2011年）

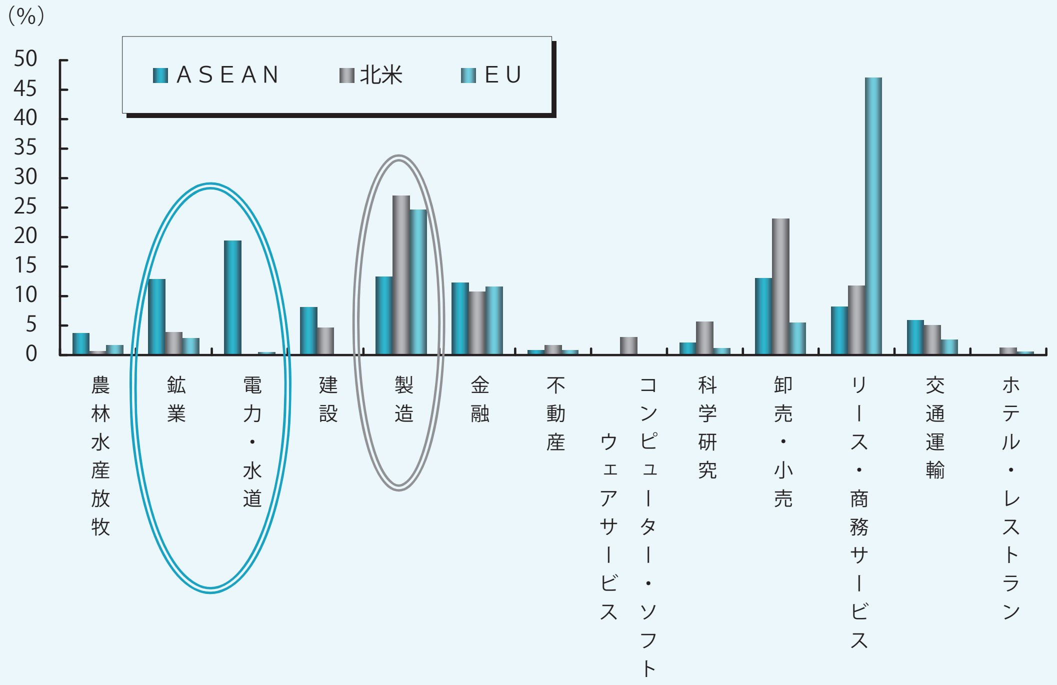

（注）各地域のセクター別投資残高のウエイト
（出所）中国商務部から大和総研作成

性がある[5]。

これらの教訓を踏まえ、中国政府が推進する対外進出政策「走出去」を中国自身の発展につなげていくには、まず、“多国籍連合”による投資戦略を軸とすべきだろう。根本的に諸外国の中国警戒意識を解くには、中国の国有企業より民間企業の海外投資を促進することが重要だが、この点に関しては中国国内における“国進民退”問題の解決が先決で、これには時間がかかるとみている。そして、中国の国有企業であっても、投資相手国の雇用創出と技術供与を求める気持ちを尊重し、労働集約的産業（製造業など）への投資をまず行いながらも、中国自身が課題としているサービス産業と研究開発による高付加価値産業の育成で長期的な産業の多様化を推進していく投資者としての責務を遂行すれば、海外の中国に対する見方も変わってくるはずだ。

そもそも、中国の場合、2010年の中国の対外投資によるアジア地域の進出率（存在国・地域数に占める中国の対外投資先の割合）は90%と、アフリカの85%や欧米の70%台、ラテンアメリカの57%を上回る[6]。つまり、中国企業は、アジアの日台韓などの技術力や商業マネジメント・ブランド力、インドやＡＳＥＡＮの労働力・市場規模を融合させることが可能なポジションに位置する。同じ“アジア”に基盤を持った企業とマルチ

５）中国商務部「中国対外直接投資統計公報」
６）５）と同様

な提携を試み、効果的な手法を模索しノウハウを蓄積すれば、例えば、進出率が低いラテンアメリカの新興国の開拓を視野に入れられる契機にもなろう。

そういった観点からも「ＡＳＥＡＮ＋６構想」は、中国にとって非常に有意義と考えられる。中国政府は2010年にＡＳＥＡＮ諸国とＦＴＡ（投資協定を含む）を発効して以降、ＡＳＥＡＮ諸国との関係を深化させたが、ＡＳＥＡＮは日本・韓国・インド・オーストラリア・ニュージーランドともＦＴＡを発効しており、中国は間接的にその恩恵を受けることができる。中国政府は対外的な協議の比重を貿易面だけでなく投資面に広げ、同時に自国の民間企業の海外進出を円滑にすることに主眼を置きながら、資本・金融制度を見直すことで、中国企業が飛躍する余地はまだまだ残されているだろう。ミャンマーの政策転換と発展は、中国の対外進出政策に新しい指針を提供する重要な機会の一つに違いない。

※本稿は、2012年4月24日発行『大和の中国情報2012年5月号』の今月の視点「ミャンマーの政策転換と中国」に大幅に加筆した。
（http://www.dir.co.jp/souken/research/report/overseas/china/12042401china.html）

［著者］
後藤 あす美（ごとう あすみ）

経済調査部
エコノミスト
担当は、中国経済